高知県林業・木材産業改善資金貸付事業運営費補助金交付要綱　新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（以下「規則」という。）第２４条の規定に基づき、高知県林業・木材産業改善資金貸付事業運営費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。  第２条～第４条　　（略）  第５条　第３条に規定する補助金の交付を受けようとする融資機関は、毎年度１月３０日までに補助金交付申請書（第１号様式）に県税の滞納がないことを証明するもの（県税事務所で発行する納税証明書）を添えて、知事に申請するものとする。  第６条　　（略）  第７条　知事は、前条の規定による補助金交付申請があったときは、申請に係る内容について審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、その旨を当該融資機関に補助金交付決定通知書（第２号様式）により通知するものとする。ただし、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。  (１)　暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この条において「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であるとき。  (２)　暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。  (３)　その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であるとき。  (４)　暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。  (５)　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。  (６)　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。  (７)　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。  (８)　業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。  (９)　その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。  (10)　その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。  第８条　　（略）  第９条　知事は、実績報告書に基づき、規則第１２条の規定により補助金の額を決定するものとする。なお、知事は必要があると認めた場合、融資機関及び当該融資機関から林業・木材産業改善資金を借り受けた者に対し、関係帳簿、書類その他必要な物件を検査し、又は必要な報告を求めることができる。  第10条～第13条　　（略）  附　則  １　この要綱は、平成１６年２月３日から施行する。  ２　この要綱は、令和６年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第６条、第８条、第９条、第10条及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。  附　則  この要綱は、令和３年３月23日から施行する。 | 第１条　この要綱は、高知県補助金交付規則（以下「規則」という。）第２０条の規定に基づき、高知県林業・木材産業改善資金貸付事業運営費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。  第２条～第４条　　（略）  第５条　第３条に規定する補助金の交付を受けようとする融資機関は、毎年度１月３０日までに補助金交付申請書（第１号様式）により、知事に申請するものとする。  第６条　　（略）  第７条　知事は、前条の規定による補助金交付申請があったときは、申請に係る内容について審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、その旨を当該融資機関に補助金交付決定通知書（第２号様式）により通知するものとする。  第８条　　（略）  第９条　知事は、実績報告書に基づき、規則第１２号の規定により補助金の額を決定するものとする。なお、知事は必要があると認めた場合、融資機関及び当該融資機関から林業・木材産業改善資金を借り受けた者に対し、関係帳簿、書類その他必要な物件を検査し、又は必要な報告を求めることができる。  第10条～第13条　　（略）  附　則  この要綱は、平成１６年２月３日から施行する。  （新設）  （新設） |

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| |  |  | | --- | --- | | 補助対象経費 | 取扱事務項目 | | 貸付事務経費 | 融資相談及び申請書類等作成指導  融資審査及び申請者に係る資産並びに経営状況等の調査  木材又は林産物の生産及び販売に係る検討  県からの資金借入事務及び申請者への貸付事務  農林漁業信用基金の債務保証申請事務  その他貸付けに係る事務 | | 償還事務経費 | 約定償還に係る事務  繰上償還に係る事務  延滞入金（違約金を含む。）に係る事務  その他償還に係る事務 | | 債権保全管理事務経費 | 延滞発生に係る督促及び関係機関等への通知  延滞者等との面談及び償還計画の検討  代位弁済に係る事務  借受者に対する資金管理及び経営指導  貸付金に係る資産査定事務  その他債権保全管理に係る事務 |   別表 | |  |  | | --- | --- | | 補助対象経費 | 取扱事務項目 | | 貸付事務経費 | 融資相談及び申請書類等作成指導  融資審査並びに申請者に係る資産及び経営状況等の調査  木材又は林産物の生産及び販売に係る検討  県からの資金借入事務並びに申請者への貸付事務  農林漁業信用基金の債務保証申請事務  その他貸付に係る事務 | | 償還事務経費 | 約定償還に係る事務  繰上償還に係る事務  延滞入金（違約金を含む。）に係る事務  その他償還に係る事務 | | 債権保全管理事務経費 | 延滞発生に係る督促及び関係機関等への通知  延滞者等との面談及び償還計画の検討  代位弁済に係る事務  借受者に対する資金管理及び経営指導  貸付金に係る資産査定事務  その他債権保全管理に係る事務 |   別表 |

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 第１号様式  　　　　年　　月　　日  高知県知事　　　　　　　　　　　　様  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　融 資 機 関 名  代表者職・氏名  高知県林業・木材産業改善資金貸付事業運営費補助金交付申請書  高知県林業・木材産業改善資金貸付事業運営費補助金交付要綱第５条の規定に基づき、  補助金　　　　　　　　円を交付されたく申請します。    　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記  １～２　「略」  ３　事業実施期間  　　　　　　　　　　　年１月１日　～　　　　　年１２月３１日 | 第１号様式  平成　　年　　月　　日  高知県知事　　　　　　　　　　　　様  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　融 資 機 関 名  代表者職・氏名　　　　　　　　　　　　印  高知県林業・木材産業改善資金貸付事業運営費補助金交付申請書  高知県林業・木材産業改善資金貸付事業運営費補助金交付要綱第５条の規定に基づき、  補助金　　　　　　　　円を交付されたく申請します。    　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記  １～２　「略」  ３　事業実施期間  　　　　　　　平成　　年１月１日　～　平成　　年１２月３１日 |

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 第２号様式  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　高知県指令　　高知木産第　　号  補助金交付決定通知書  　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様  　　　　　年　　月　　日付けで申請のありました　　　　年度高知県林業・木材産業改善資金貸付事業運営費補助金　　　　　　　　　　円を交付することに決定しましたので通知します。  　　　　年　　月　　日  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　高知県知事 | 第２号様式  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　高知県指令　　高知木産第　　号  補助金交付決定通知書  　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様  　平成　　年　　月　　日付けで申請のありました平成　　年度高知県林業・木材産業改善資金貸付事業運営費補助金　　　　　　　　　　円を交付することに決定しましたので通知します。  平成　　年　　月　　日  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　高知県知事　　　　　　　　　　　印 |

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 第３号様式  　　　　年　　月　　日  高知県知事　　　　　　　　　様  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　補助事業者名  高知県林業・木材産業改善資金貸付事業運営費補助金実績報告書    高知県林業・木材産業改善資金貸付事業費補助金交付要綱第８条の規定に基づき、下記のとおり報告します 。  （以下略） | 第３号様式  平成　　年　　月　　日  高知県知事　　　　　　　　　様  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　補助事業者名　　　　　　　　　印  高知県林業・木材産業改善資金貸付事業運営費補助金実績報告書    高知県林業・木材産業改善資金貸付事業費補助金交付要綱第８条の規定に基づき、下記のとおり報告します 。  （以下略） |